

【ポスター発表】

小規模自治体で策定されている地域福祉計画の計画期間に関する一検討

○ 国立社会保障・人口問題研究所 泉田 信行 (008947)

【キーワード】 地域福祉計画、小規模自治体、計画年数

1. 研究目的

2000年の社会福祉法への改正は、地域福祉計画の策定が規定されたことなどを含めて、地域福祉を主流に位置づけたとされている（武川正吾「地域福祉の主流化その後」上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割』ミネルヴァ書房 2006年、p.27.）。地域福祉計画は総合性が求められることや地域住民との協働など過大な期待を背負いすぎていたとも言われる（永田祐『包括的な支援のガバナンス』有斐閣 2021年；p.49）。

現に計画の策定・実施に当たる基礎自治体はその職員数などの基礎体力の面で多様であるため、全ての自治体にとってその責務に耐えられるか否か一様では無いと考えられる。地域福祉計画を策定していない市町村は、規模が小さいことは当然のこと、人口や世帯の減少率が相対的に早い自治体である可能性がある。すなわち量的な観点からすれば福祉ニーズの減少や福祉ニーズを支えるケア提供者の確保の困難が早期に顕在化する自治体において地域福祉計画が策定されていない割合が高い可能性がある。

基礎自治体の基礎体力に違いがある場合に、それにかかわらず全国一律に同様の事業を実施することは、地域計画の策定率に見られるように、事実上実施できないケースを生むか、もしくは形式的にでも目標を達成するような行動を招く可能性がある。そこで、本稿は小規模な自治体で策定されている地域福祉計画がどのような特性を持っているかについて特に計画年数の側面に着目して明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

厚生労働省が公表している「地域福祉計画策定状況等について」のうち、地域福祉計画の策定が開始されて比較的初期である平成22年～平成25年のものを用いて、市町村福祉計画の策定率が最も早く100%となった5つの都道府県を、令和5年時点で最も策定率が低い5つの都道府県を特定した。これらの都道府県下の町村について、次の作業を行った。

- 1) 各町村のwebサイトにて最新の市町村地域福祉計画が公表されているかを確認した。
- 2) 当該町村において市町村地域福祉計画が公表されている場合には、当該ファイルをダウンロードして策定年及び改定年について記録し、分析対象とした。
- 3) 分析対象町村の市町村地域福祉計画の計画年数の分布や総合計画に位置づけられている割合などについて記述的な分析を行った。

3. 倫理的配慮

公表データのみによって分析するため人権や個人情報の侵害の恐れは存在しないが、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程に従って、配慮を行った上で研究を進めた。本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

地域福祉計画作成が早期に 100%となった 5 都道府県 (group A) の町村数は 82、令和 5 年 3 月 31 日現在において最も作成割合の低い 5 都道府県 (group B) において作成済みとされている町村数は 136 であった。前者のうち web サイトで地域福祉計画が確認できたのは 76、後者では 122、合計で 198 であった。以下の分析はこの 198 の町村を対象とした。

まず、計画期間の長さについて A,B 両群で比較した。両群それぞれで計画期間の年数のヒストグラムを作成したところ、group A では 5 年が最も多く、幾つかの自治体がそれよりも長い期間となっている分布となっていた。group B でも同様に 5 年である自治体数が最も多かったが、7 年、10 年のところでも自治体数が集積しており、両群で計画期間年数ごとの分布の形が異なっていた。この点を踏まえて両群の計画年数について Mann-Whitney 検定を行ったところ、両群に差があることが示された ($p < 0.05$)。ただし、計画年数の中央値は両群ともに 5 年で差は無かった。

なお、地域福祉計画を総合計画の中に含めている自治体では計画年数の中央値は 10 年となり、含めない場合の 5 年と差が大きくなっていた ($p < 0.05$)。ただし、両群で地域福祉計画を総合計画の中に含めている自治体数の割合に有意差は無かった。

5. 考察

策定された地域福祉計画の計画期間は、令和 5 年時点で計画策定市町村数の割合の低い都道府県において、有意に長くなっていた。地域福祉計画を総合計画の中に含めている自治体では計画年数は長くなっていたが、計画策定市町村数の割合の低い都道府県において地域福祉計画を総合計画の中に含めている自治体数の割合が有意に高いわけでは無かった。

これらの結果から、計画策定市町村数の割合の低い都道府県においては計画を策定している市町村では全体としてやや長めに計画期間を設定していると考えられ、計画策定にあたって何らかの構造の違いが両群の自治体 (町村) の間にある可能性が示唆された。

総合計画の中に地域福祉計画を位置づけている場合を含めて、より長い計画期間においてはより大きく社会経済状態が変わっていくことが予想される。社会経済状態の変動に応じて計画も臨機に変更可能であれば特段の問題は生じないが、上位計画を改定することは他の計画へ波及する可能性があり、調整に大きな費用を要することになる。それを避けるためには長期間にわたって変更を要しない内容が記載されることとなろう。この点からの地域福祉計画の内容の精査が必要であると考えられた。